

松本都市計画 空港東北地区 地区計画

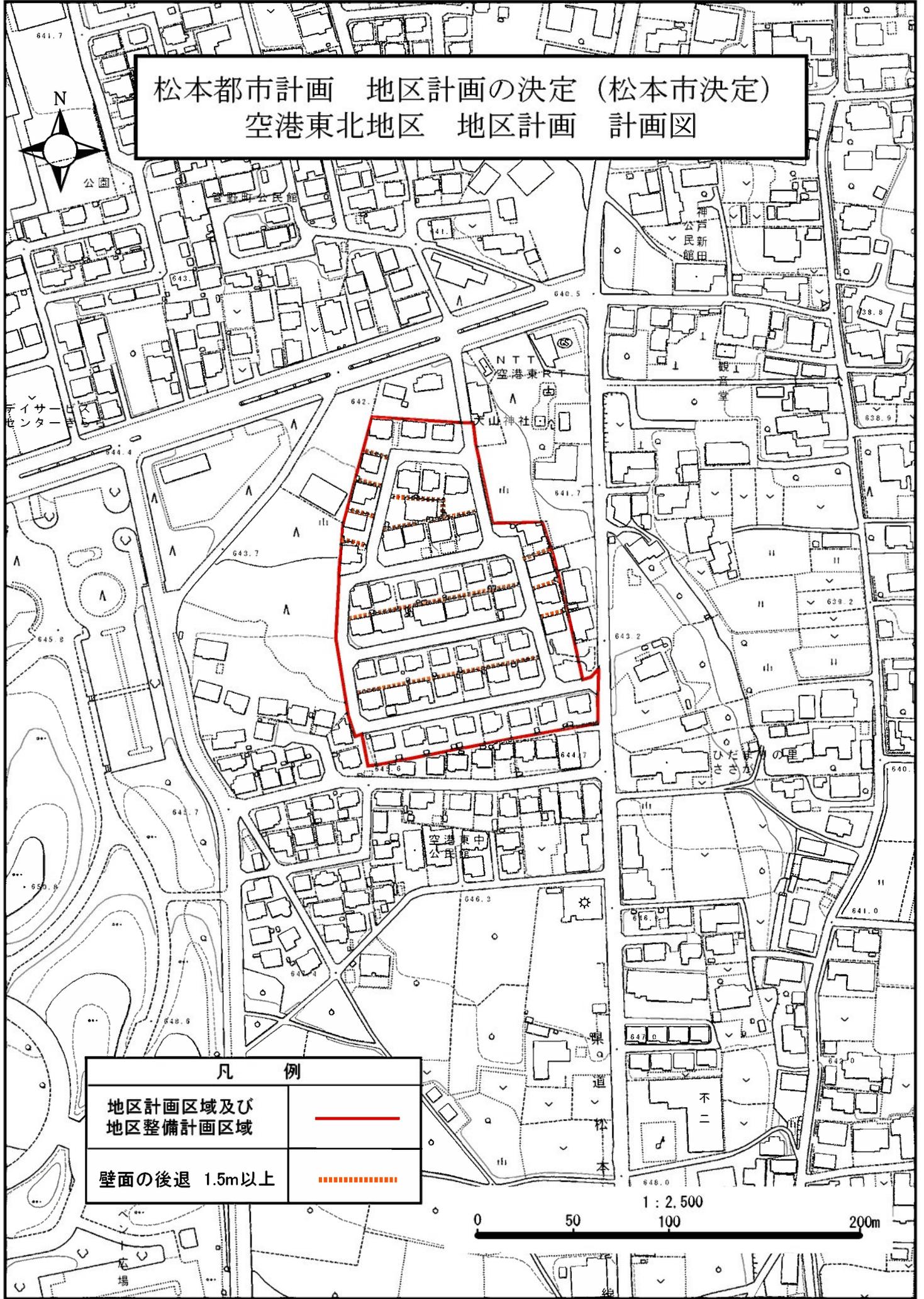
平成 24 年 2 月 20 日決定 松本市告示第 83 号

| | | |
|-----------------|---|--|
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 名 称 | 空港東北地区 地区計画 |
| | 位 置 | 松本市大字空港東の一部及び大字笹賀の一部の区域 |
| | 面 積 | 約 1 . 8 h a |
| | 地区計画の目標 | <p>本地区は、松本市中心部より南へ約 8 km の位置にあり、民間の開発行為により道路、上下水道等の公共・公益施設の整備が行われた。これにあわせ、平成 17 年 11 月 2 日に「コモンシティまつもと建築協定」(以下、協定)を認可、良好な低層住宅地としてまちづくりが進められてきた。</p> <p>平成 22 年 11 月 4 日に空港東地区が都市計画区域に指定されたことから、協定の主旨を受け継いだ地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、緑豊かな居住環境の形成を目指す。</p> |
| | 土地利用の方針 | 本地区全体を良好な一戸建て住宅を中心とする低層住宅地区として誘導を図る。 |
| 建築物等の整備方針 | <p>本地区全体を低層住宅地区として位置づけ、良好な一戸建て住宅を中心とし、建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を設け、ゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</p> <p>意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めると共に、枝等がはみ出さないよう、管理を行う。</p> | |
| その他保全の方針 | <p>本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のことを誘導する。</p> <p>資材及び廃棄物置場は、設置しない。</p> <p>必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。</p> <p>道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口としない。</p> | |

| | | | |
|--------|------------|--------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 長屋住宅で2戸以内のもの 3 町内公民館 4 ゴミステーション 5 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅 6 上記に付属する建築物(建築基準法施行令第130条の5各号に定める建築物を除く。) |
| | | 容積率の最高限度 | 10分の10 |
| | | 建ぺい率の最高限度 | 10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に基づく街区の角にある敷地の緩和措置は適用しない。 |
| | | 敷地面積の最低限度 | 200㎡(但し、ゴミステーションを除く) |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁(出窓及び戸袋を除く。以下同じ。)又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上、その他隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。 なお、計画図で指定する境界線までの距離は、1.5m以上とする。 但し、以下のいずれかに該当するものを除く。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内の建築物の部分 3 床面積の合計が10㎡以内の建築物 4 床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分 5 ゴミステーション |
| | | 建築物等の高さの最高限度 | 高さは9m以下、かつ階数は地階を除き2以下とする。 |
| | | 垣又はさくの構造の制限 | 道路境界線から奥行1.0mまでに設置するものの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。但し、地区計画区域界、及びゴミステーションに対する境界線についてはこの限りでない。 1 生垣 2 敷地の前面道路面から高さ0.85m以下の擁壁、石積み等。ただし、道路境界線から0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地地盤面から高さ0.1m以下のものは、この限りでない。 3 片側の幅1.5m以下の門柱及びその他これらに類するもので、敷地地盤面から高さ1.5m以下のもの |

「区域は、計画図表示のとおり」

松本都市計画 地区計画の決定 (松本市決定)
 空港東北地区 地区計画 計画図



凡 例

| | |
|----------------------|---|
| 地区計画区域及び 地区整備計画区域 |  |
| 壁面の後退 1.5m以上 |  |

1 : 2,500

0 50 100 200m